

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告は、インターネットの入札情報サービス(PPI) [<https://www.i-ppi.jp/>]に掲載されています。

令和8年10月30日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 五十川 泰史

1 工事概要

- (1) 工 事 名 R 8 ・ 9 能越道德田大津赤浦外道路復旧工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

- (2) 工事場所 石川県七尾市深見町地先から赤浦町地先外1地区

- (3) 工事内容

【徳田大津赤浦工区】

道路土工	1 式
掘削工	2, 8 0 0 m 3
路体盛土工	2, 2 5 0 m 3
地盤改良工 自走式土質改良工	2, 1 0 0 m 3
法面工	1 式
擁壁工	1 式
場所打擁壁工	2 5 m 3
補強盛土工	7 9 0 m 3
排水構造物工	1 式
補修工	1 式
仮設工	1 式

【横田工区】

道路土工 路体盛土工	5, 0 0 0 m 3
地盤改良工 自走式土質改良工	5, 0 0 0 m 3
法面工	1 式
排水構造物工	1 式

- (4) 工 期 全体工期：契約締結日の翌日から令和10年2月29日（火）まで

- (5) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に工事实績等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する令和6年能登半島地震に係る施工体制確認型総合評価落札方式

(施工能力評価型Ⅱ型)の試行工事である。

- 2) 本工事は、能登地域復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という）の参加を認める対象工事である。
- 3) 本工事は、令和6年3月13日付け国土交通本省通知「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。
※事務連絡については、北陸地方整備局ホームページを参照：<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>
- 4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- 5) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
紙入札方式の承諾に関しては、下記4(1)の担当部局に承諾願を提出すること。
- 6) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記4(1)の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
- 7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 8) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
- 9) 本工事は、ICT活用工事（ICT法面工、擁壁工、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
- 10) 本工事は、ICT活用工事（ICT道路土工、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
- 11) 本工事は、建設現場におけるあらゆる活動をデータにより可視化することで現場の状況を把握（見える化）するとともに、見える化した情報を基に必要な人員や資機材を見直す

等により建設現場を最適化する「データ活用による現場マネジメント」（ICT施工Stage II）の対象工事である。

- 12) 本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。
- 13) 本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
- 14) 本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。
- 15) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「徳田大津赤浦工区」、「横田工区」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。
- 16) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- 17) 本工事は、標準的な歩掛や単価と実態の工事費に大きな乖離が発生した場合に、施工歩掛や製品・材料単価などの実態を反映した見積を採用して設計変更を行う実態反映型積算を活用する試行工事である。
- 18) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 19) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 20) 本工事は、企業の能力のみを評価する「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行工事である。
- 21) 本工事は、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う試行工事である。
- 22) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
- 23) 本工事は、「令和8年度 能登半島地震の被災地（石川県）で適用する施工パッケージ型積算方式 標準単価表」および「能登半島地震の被災地で適用する土木工事標準歩掛」を用いた積算方式の試行対象工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和7・8年度一般競争参加資格者で一般土木工事B等級又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、本工事については、「合併により新たに設立された会社等の受注機会の確保について」（平成10年1月30日付け建設省厚契発第4号、建設省技調発第19号及び建設省営計発第10号）は、適用しない。

- (3) 建設業の許可を受けた者で、B等級にあつては、北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関するものを除く。）に「土木工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。C等級にあつては、石川県内に「土木工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記(3)の要件を満たしていること。
- (6) 復興JV（登録申請中含む）にあつては、構成員のうち1社が奥能登土木総合事務所又は中能登土木総合事務所管内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく主たる営業所が所在すること。
- (7) 平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記1)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体及び復興JVにあつては構成員のうち1社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。
- 1) 道路工事における路体盛土の工事であること。
- ただし、作業土工、任意仮設及び補強土壁は除く。
- (8) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (9) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。
- (10) 同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は復興JVのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。
- (11) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。
- また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。
- 1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 平成23年度以降に、元請として完成した上記(7)に掲げる要件を満たす工事、又は平成23年度以降に元請として完成した公共工事（現場代理人又は主任（監理）技術者として従事した工事に限る。）の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体又は復興JVにあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記(7)に掲げる要件を満たす工事、又は平成23年度以降に元請として完成した公共工事（現場代理人又は

主任（監理）技術者として従事した工事に限る。）の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記(7)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

- 3) 復興JVにあっては、全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者、監理技術者補佐又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、本工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者、監理技術者補佐又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置する場合においては、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとするが、上記2)の施工実績は専任で配置する技術者が有すること。なお、工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成后、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも監理技術者、監理技術者補佐又は国家資格を有する主任技術者の専任は要しない。
- 4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 5) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。
- (12) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (13) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (15) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記4(3)の申請書の提出期限日までの期間が1年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）。
- (17) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記4(2)4)に指定する方法で交付を受けた者であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。
- 1) 施工体制 (a)品質確保の実効性 (b)施工体制確保の確実性
 - 2) 企業の技術力 A. 企業の施工能力
 - (a)同種工事の施工実績 (b)工事成績
 - (c)ワーク・ライフ・バランス等推進企業
 - (d)成績優秀企業
 - (e)優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰
 - (f)生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定又はICT施工StageⅡ
 - (g)地域精通度（地理的条件）
 - (h)地域貢献度及び災害対応貢献度（災害時等における活動実績）
- (2) 総合評価の方法
- 1) 標準点
本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。
 - 2) 施工体制評価点及び加算点
上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。
 - 3) 評価値
総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)、2)により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点} = 100 \text{点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$
 - (3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施
入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
 - (4) 落札者の決定方法
 - 1) 入札参加者は、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
 - (ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」とい

う。) に対して下回らないこと。

- 2) 上記1)において、評価値が最も高い者が2者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目23番5号

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記1)のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記2)に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

- 1) アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

- 2) 交付場所：北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目23番5号

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

- 3) 交付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(1)のとおり。

- 4) 書面による交付方法：上記3)の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記2)へ郵送又は託送すること。CD等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。

(3) 申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10MBを超える場合及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に1部郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は10MB以下とする。）により提出するものとする（電子入札運用基準参照。）。なお、電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

- 1) 電子入札システムによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)のとおり。

- 2) 郵送、託送又は電子メールによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)のとおり。

受付場所：北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目2番5号

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

提出期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)のとおり。

提出場所：〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目2番5号

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

電話 076-264-8853

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送、託送又は電送による入札は認めない。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(4)のとおり。

2) 紙による持参の場合の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(4)のとおり。

提出先は、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官。

開札の日時は、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(5)のとおり。場所は、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 1階入札室にて行う。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行金沢支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 北陸地方整備局金沢河川国道事務所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行金沢支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北陸地方整備局金沢河川国道事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正とされた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(5) 低入札価格調査を受けた者との契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者、監理技術者、専任指導者及び専任特例等の場合の監理技術者等の専任性及び要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者、監理技術者又は専任特例等の場合の監理技術者等、監理技術者補佐とは別に主任技術者、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を配置すること。

なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。

(8) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から1年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）が発注する工事の入札参加を認めない（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）。

(9) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。

(10) 契約書作成の要否 要。

(11) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結する会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒して既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

(12) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(14) 本工事において、「2 競争参加資格の(3)」を支店又は営業所で満たした場合は、落札者

決定通知後、契約締結前に当該支店又は営業所に関する下記の資料を提出すること。なお、営業実態に疑義がある場合には、建設業許可行政庁に通報することとする。

- 1) 建設業の許可基準上の専任技術者に係わる氏名と住所及び資格を証明するもの。
 - ・住民票（現住所が住民票と異なる場合は、現住所建物の賃貸契約書【写】又は公共料金の領収書【写】）。
 - ・建設業法第7条第2号及び第15条第2号に該当する者を証明するもの（1級土木施工管理技士合格証明書【写】等）。
 - 2) 当該支店又は営業所における専任技術者の勤務実態を証明するもの。
 - ・入札前3ヶ月分の出勤簿又はタイムカードの写し等。
 - 3) 当該支店又は営業所の運営に係わる経費の支払いを証明するもの。
 - ・入札前3ヶ月分の公共料金（水道、電気料金）の領収書【写】。
- (15) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
- 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (16) 詳細は入札説明書による。

以上

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

(1) 入札説明書等の交付期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１２月９日（水）までの
９時００分から１７時００分まで。

(2) 申請書及び資料の受付期間

令和８年１１月１０日（火）の９時００分から１７時００分まで及び
令和８年１１月１１日（水）の９時００分から１２時００分まで。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月９日（水）までの
９時００分から１７時００分まで及び

令和８年１２月１０日（木）の９時００分から１２時００分まで。

（利付国債の提供の場合は令和８年１１月２７日（金）まで）。

(4) 入札の日時

電子入札システムによる入札の締め切り

令和８年１２月１０日（木） １２時００分まで。

紙による持参の場合の締め切り

令和８年１２月１０日（木） １２時００分まで。

(5) 開札の日時

令和８年１２月１４日（月） １０時３０分